

徳島県域の高速道路区域における津波避難計画等に関する相互協力協定書

徳島県（以下「甲」という。）、徳島市（以下「乙」という。）、鳴門市（以下「丙」という。）、松茂町（以下「丁」という。）、北島町（以下「戊」という。）及び西日本高速道路株式会社四国支社（以下「己」という。）は、徳島県域の高速道路区域における津波からの避難に関する計画、津波避難場所の整備及び運用（以下「津波避難計画等」という。）の検討について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と己が平成23年5月9日に締結した「徳島県と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書」の趣旨を尊重し、己の管理する高速道路区域を甲、乙、丙、丁及び戊が、津波避難計画等の検討にあたり、相互協力に必要な事項を定め、適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（担当する事項）

- 第2条 甲は、乙、丙、丁及び戊が検討する津波避難計画等が、合理的かつ経済的なものとなるよう、関係市町との調整を行うものとする。
- 2 乙、丙、丁及び戊は、津波避難計画等の検討を行うものとする。
- 3 己は、高速道路区域における津波避難場所の整備に関し、道路整備特別措置法第二条第3項に定める道路管理者（道路整備特別措置法第八条に定める道路管理者の権限の代行を含む）との調整を行うものとする。
- 4 第1項から第3項に定める事項を行う際、甲、乙、丙、丁、戊及び己は、相互に情報交換に努めるとともに、連携して取り組むこととする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、平成26年2月26日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに、甲、乙、丙、丁、戊及び己から申し出がない場合は、1年間有効期限を延長するものとする。その後もまた同様とする。

（その他）

第4条 この定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙、丙、丁、戊及び己は別途協議するものとする。

本協定締結の証として本書6通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己は署名のうえ各自1通を保有する。

平成26年2月26日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
知事 (自署：飯泉 嘉門)

乙 徳島県徳島市幸町2丁目5番地
徳島市
上記代表者 徳島市長 (自署：原 秀樹)

丙 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地
鳴門市
市長 (自署：泉 理彦)

丁 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地
松茂町
町長 (自署：広瀬 憲発)

戊 徳島県板野郡北島町中村字上地23番地の1
北島町
町長 (自署：古川 保博)

己 香川県高松市朝日町4丁目1番3号
西日本高速道路株式会社
四国支社長 (自署：畑村 雄二)